

第六次南風原町総合計画素案 修正箇所一覧表(第4回審議会)

【第3回審議会を踏まえた修正】

No.	ページ・行	修正前	修正後
1	全体	「行政」	以下のとおり、一部の該当箇所について整理します。 議会を含む町全体を指す場合→「町」 「行政サービス」「行政運営」等、一般的に用いられる用語→「行政」のまま
2	P35 【現状(1つ目の○)】	○こどもたちの入園・入学が円滑に行われるよう幼保こ小連携に取り組むとともに、発達段階に応じた幼・小・中で統一した「町そろえる実践」を実施しています。	○こどもたちの入園・入学が円滑に行われるよう幼児教育(保育園、幼稚園、こども園)と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保こ小連携に取り組むとともに、こどもの発達段階に応じた幼・小・中で統一した「町そろえる実践」を実施しています。
3	P35 【課題(1つ目の○)】	○幼児教育(保育園、幼稚園、こども園)から小学校への円滑な移行と教育の一貫性の向上を図るため、関係機関の連携強化、情報共有の推進、カリキュラムの充実を図る必要があります。	○幼児教育(保育園、幼稚園、こども園)からと小学校への円滑な移行と教育の一貫性の向上を接続を図るため教育との円滑な接続及び教育の一貫性をさらに高めるため、関係機関との連携強化、及び情報共有の推進を一層推進するとともに、接続を意識したカリキュラムの充実を図る必要があります。
4	P35【現状】	○教職員の負担軽減に関する記載がない	追記 ○教職員がこどもと向き合う時間を確保し、その専門性を十分に発揮できるよう、勤務時間の適正な管理、校務の効率化、支援員等の配置など、学校における働き方改革に取り組んでいます。
5	P35【課題】	○教職員の負担軽減に関する記載がない	追記 ○教職員が担う業務が多様化・複雑化する中、教職員の心身の健康を確保し、質の高い教育を持続的に提供するため、業務の適正化や校務DX、専門スタッフ等との連携を一体的に進める必要があります。

6	P36 【施策の展開②】	学習状況の分析に基づく「個別最適な学びと協働的な学び」の充実や、読み解く力の育成を重視した授業改善等により、「確かな学力」の定着を図ります。また、学校設備の更新やICT機器の更新・活用を計画的に実施し、安全で快適な教育環境を整えるとともに、特別支援教育の推進や不登校支援の充実を通じ、誰一人取り残されない教育を推進します。	学習状況の分析に基づく「個別最適な学びと協働的な学び」の充実や、読み解く力の育成を重視した授業改善等により、「確かな学力」の定着を図ります。また、学校設備の更新やICT機器の更新・活用を計画的に実施し、安全で快適な教育環境を整えるとともに、特別支援教育の推進や不登校支援の充実を通じ、誰一人取り残されない教育を推進します。 <u>さらに、教職員がこどもと向き合う時間を確保し、その専門性を十分に発揮できるよう、業務の適正化や校務DXを推進し、質の高い教育を持続的に提供できる環境を整備します。</u>
7	P36 【施策の展開⑤】	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動(学校応援隊はえばる)を一体的に推進し、地域人材の活用や学校運営への参画を促進します。地域とともにある学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携・協働し、町民全体で教育を支える体制の充実を図ります。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動 [※] (学校応援隊はえばる)を一体的に推進し、地域人材の活用や学校運営への参画を促進します。地域とともにある学校づくりを進め、学校・家庭・地域が連携・協働し、町民全体で教育を支える体制の充実を図ります。 <u>※ 地域学校協働活動:地域住民や団体等が学校と連携・協働し、学習支援や学校行事などを通じて、地域全体でこどもの学びと成長を支える活動です。</u>
8	P45 【施策の展開③】	地域こども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図るとともに、教育・保育の質の向上、子育てサロン・地域子育て支援センターの充実、子育て支援情報の発信等を通じて、すべての子育て世帯が安心してこどもを生み育てられる環境を整備します。	地域こども・子育て支援事業の各種事業について、ニーズに基づく見込み量の確保を図るとともに、教育・保育の質の向上、 <u>子育てサロン・地域子育て支援センター</u> の充実、子育て支援情報の発信等を通じて、すべての子育て世帯が安心してこどもを生み育てられる環境を整備します。
9	P47 【目標値】	健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均)	健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均) [※] <u>※ 健康寿命(日常生活動作が自立している期間の平均):健康寿命とは、一般に、ある健康状態で生活することが期待される平均期間またはその指標の総称を指します。「沖縄県市町村別健康指標」では、健康な状態を、日常生活動作が自立していることと規定しています。具体的には介護保険の要介護度が、要介護2から5を不健康(要介護)な状態とし、それ以外を健康(自立)な状態としています。</u>